

一般社団法人 日本建築学会東北支部研究委員会規則

昭和42年7月1日 制定
昭和55年12月10日 改正
昭和56年3月18日 改正
平成5年10月25日 改正
平成7年10月16日 改正
平成12年5月24日 改正
平成21年5月16日 改正
平成30年3月28日 改正
平成30年5月12日 改正

(事業目的並びに運営)

- 1、本研究委員会は、東北支部会員の研究振興と研究成果の活用を図るため、次の事項を掌る。
 - (a) 学術研究会、協議会、講演会、討論会、座談会、見学会等の開催
 - (b) 役員会からの諮問に関する事項
 - (c) その他、本研究委員会の目的達成に必要な事項(研究委員会の構成)
- 2、本研究委員会は、支部長を委員長とし、支部常議員学術・教育担当を幹事として以下の各部会より構成される。
 - (a) 構造部会
 - (b) 材料部会
 - (c) 建築計画部会
 - (d) 地方計画部会
 - (e) 建築史・意匠部会
 - (f) 環境工学部会
 - (g) 施工部会
 - (h) 建築デザイン教育部会
 - (i) 災害調査連絡会(委員長、幹事の職務)
- 3、委員長は各部会を掌り、幹事は役員会からの諮問事項を各部会に連絡する。
(委員長、幹事の任期)
- 4、委員長及び幹事の任期は、支部長及び常議員としての在任期間とする。
(部会の構成)
- 5、各部会は、部会長1名、部会幹事2名及び委員により構成される。
(部会長の職務)
- 6、研究委員会を各部会において実質的に運営する義務を有し、1に掲げた事項を遂行及び審議する場合の中心的役割を担う。
(部会長及び部会幹事の選出)
- 7、部会長は、前年度の最終部会において、合意により選出し、支部長が委嘱する。部会幹事は、部会長が部会の委員の中より選考し、委嘱する。部会長及び部会幹事は兼任することができない。
(委員の選出)
- 8、研究委員会の委員は、その年度の最初の部会において自選、他選に基づき部会長が選考し、支部長が委嘱する。
(部会長、部会幹事、委員の任期)
- 9、部会長、部会幹事、委員の任期は2か年とし、4月に始まり翌年3月に終わる。任期満了後でも後任者の就任までは、なおその職務を行う。委員は毎年その半数を交代する。部会長・部会幹事の重任(任期)は1回(最長任期4年)までとする。
(経費、経理)
- 10、本委員会の経理は、支部からの交付金、寄付金・その他の収入で支弁する。
(会計年度)
- 11、本委員会の会計年度は毎年4月に始まり翌年3月に終わる。
(予算、決算の承認)
- 12、本委員会の収支予算、収支決算は、役員会の承認を経なければならない。委員長は各部会ごとに次年度の事業計画書及び収支予算書を毎年2月15日までに、前年度の事業並びに収支決算報告書を毎年4月15日までに役員会に提出しなければならない

ない。

- 付 則 (い) 昭和55年12月10日常議員会決定
- 1、 本規則は、昭和56年1月1日より実施する。
 - 2、 10項の規定に拘わらず、昭和56年に選出される委員のうち、部会長の指名する半数の委員の任期は、1か年とする。

- 付 則 (ろ) 昭和56年3月18日常議員会決定
- 1、 3項「委員長には、本部学術委員会の支部代表があたる」を削除

- 付 則 (は) 平成5年10月25日常議員会決定
- 1、 2項 委員会構成の変更 支部長、支部役員
 - 2、 2項 施工部会の加筆 (g) 施工部会
 - 3、 4項 委員長選出の変更 支部長があたる
 - 4、 5項 任期の表現変更 在任期間

- 付 則 (に) 平成7年10月16日常議員会決定
- 1、 2項 (研究委員会の構成) 委員長は支部長、幹事は常議員学術・教育担当があたる。
 - 2、 3項 (委員長の職務) 委員長、幹事の職務
 - 3、 旧4項 (委員長、幹事の選出) 削除
 - 4、 4項 (委員長、幹事の任期) 支部長、常議員の在任期間とする
 - 5、 12項 (予算、決算の承認) 常議員会を役員会に変更する

- 付 則 (ほ) 平成12年5月24日常議員会決定
- 1、 2項 建築デザイン教育部会の加筆 (h) 建築デザイン教育部会

- 付 則 (へ) 平成21年5月16日総会決定
- 1、 2項 災害調査連絡会の加筆 (i) 災害調査連絡会

- 付 則 (と) 平成30年3月28日支部役員会決定
- 1、 7項 (部会長及び部会幹事の選出) 重任を兼任に変更する
 - 2、 9項 (部会長、部会幹事、委員の任期)
「ただし、重任は妨げない。」を削除し、「部会長・部会幹事の重任(任期)は2回(4年)までとする。」に変更
平成31年4月1日より運用する

- 1、 付 則 (ち) 平成30年5月12日支部役員会決定
- 2、 旧4項 (委員長、委員の選出) 削除
- 3、 4項 (委員長、幹事の任期) 支部長及び常議員としての在任期間とする
- 4、 9項 (部会長、部会幹事、委員の任期)「部会長・部会幹事の重任(任期)は1回(最長任期4年)までとする。」に変更
平成31年4月1日より運用する